

別表

本件行政文書の内容等整理表				
開示請求内容	対象文書	不開示情報	該当条文	不開示理由
1. 樹木調査記録一式	補償金算定総括表	住所、氏名、地番	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
		金額(円)	第7条第1号	個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
	北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地地区画整理事業立竹木等調査業務委託結果報告書	全項目(工法等協議結果報告書、位置図、字図、測量図、居住者調査表、物件概要、用材林の管理程度補正について、補償金算定総括表、立竹木補償金算定表、立竹木補償金内訳表、立竹木単価算出表、立竹木調査表、図面配置、図面立木、写真)	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。
2. 樹木調査を行った業者名、住所、業者選定入札記録	委託契約書	代表取締役印の印影	第7条第2号	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		地番、氏名	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
3. 2010、2011、2012年度の建築都市局全職員氏名、学研事務所全職員氏名(現在他部署に異動した職員も含む。異動した職員は現在の所属部署を記入のこと。)				不存在(職員の所属部署は、文書館にて一般に閲覧できるため、条例第2条第2号ただし書きウに該当し、開示請求に係る行政文書としては保有していない。)
4. 2010、2011、2012年度の審議会審議委員名簿(全審議委員の氏名住所)、審議委員会議事録一式	①北九州学術・研究都市北部土地地区画整理審議会名簿(平成23年7月18日現在)	住所、地域名、生年月日、職業、電話	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	②北九州学術・研究都市北部土地地区画整理審議会名簿(平成24年10月19日現在)	住所、地域名、生年月日、職業、電話、備考	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	③北九州学術・研究都市北部土地地区画整理審議会名簿(平成25年2月19日現在)	住所、地域名、生年月日、職業、電話、備考	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	④第27回 北九州学術・研究都市北部土地地区画整理審議会 議事録	署名委員の印影	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
		発言した審議委員の議席番号	第7条第6号	発言した審議委員の議席番号を公表した場合、審議委員に対する外部からの不当な干渉や圧力等により、今後の事業に支障が生じるおそれがあるため。
		学術・研究都市北部土地地区画整理事業評価員候補者の生年月日・年齢・現住所	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	⑤第28回 北九州学術・研究都市北部土地地区画整理審議会 議事録	北九州都市計画事業 北九州学術・研究都市北部土地地区画整理事業 仮換地指定調書の基準地積	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
		署名委員の印影	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	仮換地指定調書(変更前)、仮換地指定調書(変更後)の基準地積	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。	

開示請求内容	対象文書	不開示情報	該当条文	不開示理由
4. 2010、2011、2012年度の審議会審議委員名簿(全審議委員の氏名住所)、審議委員会議事録一式	⑥第29回 北九州学術・研究都市北部土地区画整理審議会 議事録	署名委員の印影	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
		傍聴者の氏名	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
		発言内容	第7条第6号	発言の内容を公表することによって、今後の事業に支障が出るおそれがあるため。
		発言した審議委員の議席番号	第7条第6号	発言した審議委員の議席番号を公表した場合、審議委員に対する外部からの不当な干渉や圧力等により、今後の事業に支障が生じるおそれがあるため。
	⑦第30回 北九州学術・研究都市北部土地区画整理審議会 議事録	署名委員の印影	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
		傍聴者の氏名	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
		発言した審議委員の議席番号	第7条第6号	発言した審議委員の議席番号を公表した場合、審議委員に対する外部からの不当な干渉や圧力等により、今後の事業に支障が生じるおそれがあるため。
		発言内容	第7条第6号	発言の内容を公表することによって、今後の事業に支障が出るおそれがあるため。
	⑧第31回 北九州学術・研究都市北部土地区画整理審議会 議事録	仮換地指定調書(変更前)、仮換地指定調書(変更後)の基準地積	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
		署名委員の印影	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
		発言した審議委員の議席番号	第7条第6号	発言した審議委員の議席番号を公表した場合、審議委員に対する外部からの不当な干渉や圧力等により、今後の事業に支障が生じるおそれがあるため。
	⑨第32回 北九州学術・研究都市北部土地区画整理審議会 議事録	学術・研究都市北部土地区画整理事業評価員候補者の生年月日・年齢・現住所	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
		署名委員の印影	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
		発言内容	第7条第6号	発言の内容を公表することによって、今後の事業に支障が出るおそれがあるため。
		発言した審議委員の議席番号	第7条第6号	発言した審議委員の議席番号を公表した場合、審議委員に対する外部からの不当な干渉や圧力等により、今後の事業に支障が生じるおそれがあるため。
	⑨第32回 北九州学術・研究都市北部土地区画整理審議会 議事録	仮換地指定調書(変更前)、仮換地指定調書(変更後)の基準地積	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。

開示請求内容	対象文書	不開示情報	該当条文	不開示理由
5. 2012年2月22日強制代執行参加者全員の名簿(氏名、住所、所属記載のこと。)	①平成24年2月22日直接施行従事者出席名簿及び身分証明書受領書(No.1)	立会人の所属・氏名・身分証明書受領(署名)	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	②平成24年2月22日直接施行従事者出席名簿及び身分証明書受領書(No.2)	業者名(肩書)、氏名	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
6. 伐採した樹木の現所在地				不存在(作成も取得もしておらず、保有していない)
7. 2010年から2012年までの〇〇家所有山林にかかわる処分決定に関する全書類。(決裁した関係市職員の全氏名および印鑑記載があるもの。)	① 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業「使用収益停止の通知」及び「仮換地指定通知」の送付について	地権者氏名、実測地積、使用収益開始日・指定番号・文書番号・施行日・一覧表の備考欄の記載及び通知種別フラグ、使用収益停止通知書発送簿、仮換地指定通知書発送簿、使用収益停止の通知書、仮換地指定通知書、補償物件調書(仮住居等一覧表)、仮換地位置図、従前土地位置図	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	② 留置期間経過により返送された仮換地指定通知書の今後の対応について	地権者氏名	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	③ 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業「仮換地指定通知」の公示送達について	地権者住所及び氏名、従前地番、登記地目、登記地積、実測地積、仮換地街区符号、仮換地地積、位置図、仮換地指定図、配達担当者印影及び氏名、区画整理協会担当者名、交渉経緯、仮換地指定通知書(写)	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	④ 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業「立竹木等の除却について(通知及び照会)」について	地権者住所及び氏名、対象土地の所在及び地番、登記名義、仮換地番号、物件等の所在地、直接施行対象地及び換地箇所図、交渉経緯、仮換地指定通知(写)	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
		「学研北部土地区画整理事業における非協力的な地権者の対応について」中の「その所有者2名」の後に記載された部分	第7条第3号	公にしないことを条件に、任意で提供を受けた情報であるため。
	⑤ 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業「立竹木等の除却について(通知及び照会)」の期限の変更について	地権者住所及び氏名、対象土地の所在及び地番、登記名義、仮換地番号、物件等の所在地、配達担当者印影及び氏名	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	⑥ 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業「立竹木等の除却について(通知及び照会)」の公示送達について	地権者住所及び氏名、対象土地の所在、位置図、字図、配達担当者印影及び氏名、交渉経緯、所在地番、登記名義、仮換地番号、物件等の所在地	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	⑦ 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業直接施行予定地への「警告看板」の設置について	地権者氏名、対象土地の所在、対象地位置図、警告看板設置予定箇所図、字図	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	⑧ 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業明認方法による立竹木等の所有権を公示している者への通知について	地権者氏名、立会人氏名、対象土地の所在、お願い手紙送付一覧表、住民票の写し、全件一覧表	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	⑨ 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業「立竹木等の除却について(通知及び照会)」の交付について	地権者氏名、物件の所在、立竹木等所有者の住所及び氏名、明認方法による公示住所、立会人氏名、対象土地の所在、住民票の写し等、全件一覧表	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	⑩ 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業「立竹木等の除却について(通知及び照会)」の交付及び公示送達について	地権者住所及び氏名、物件の所在、通知及び照会 公示送達 一覧表、立竹木等所有者氏名、対象土地の所在及び地番、登記名義、仮換地番号、対象地位置図、全件一覧表、字図	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
⑪ 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業審査請求に係る弁明書の提出について	地権者(審査請求人)住所・氏名・年齢・印影、故人日記記載事項、対象地の所在、希少生物活動家の氏名、仮換地指定通知(写)、資料3、資料4、審査請求書中2頁目9、10行目	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。	

開示請求内容	対象文書	不開示情報	該当条文	不開示理由
7. 2010年から2012年までの〇〇家所有山林にかかわる処分決定に関する全書類。(決裁した関係市職員の全氏名および印鑑記載があるもの。)	⑫ 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業審査請求に係る再弁明書の提出について	地権者(審査請求人)住所・氏名・年齢・印影、故人日記記載事項、対象地の所在、審査請求人の固定資産税額及び相続税額、希少生物活動家の氏名、仮換地指定通知(写)、資料3、資料4 再弁明書2-(7)(4頁29～31行目)「反対意見」の前に記載された部分 再弁明書2-(22)及び反論書4-XIIに記載の証言者氏名、反論書3-IIに記載の立会人肩書及び氏名 反論書4-I(4頁4行目)「闘病生活」の前に記載された部分 「学研北部土地区画整理事業における審査請求について」中の7行目「所有する2名」の後に記載された部分	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	⑬ 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業における土地区画整理法第77条の規定に基づく直接施行の執行について(方針伺い)	対象従前地、所有者名、航空写真(位置図)、字図、対象物件所有者の住所及び氏名、交渉経緯 「学研北部土地区画整理事業における直接施行について」中の「所有する2名」の後に記載された部分 「直接施行執行スケジュール(案)」中の除却手続き欄の「山林所有者」の下に記載された部分	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	⑭ 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業立竹木等除却施行通知について	地権者氏名、対象従前地、除却施行通知送付対象者住所氏名、物件等の所在地、文書通知記録・交渉記録一覧表、対象地位置図、対象土地の所在及び地番、登記名義、仮換地番号	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	⑮ 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業「立竹木の除却について(通知及び照会)」について	地権者住所氏名、対象物件の所在地、位置図、所在地番、登記名義、仮換地番号、物件等の所在地	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	⑯ 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業立竹木等直接施行執行計画及び立竹木等直接施行執行要領について	立会人の所属・役職等・氏名・住所、物件等の所在地及び地番、所有者の住所及び氏名、航空写真(位置図)、字図	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	⑰ 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業「立竹木等の除却について(通知及び照会)」の公示送達について	地権者の住所及び氏名、物件の所在及び地番、位置図、地権者の印影、配達担当者の印影及び氏名	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	⑱ 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業立竹木等直接施行執行計画及び立竹木等直接施行執行要領の変更について	立会人の所属・役職等・氏名・住所、物件等の所在及び地番、所有者の住所及び氏名、位置図	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	⑲ 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業立竹木除却施行通知について	地権者氏名、通知対象者住所及び氏名、物件等の所在地、位置図	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	⑳ 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業立竹木等除却の完了について(通知)	地権者氏名、通知対象者住所及び氏名、物件等の所在地、位置図	第7条第1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
	8. 立木につけていたラベルの現在の所在地			
9. 初期に紛失した立木所有者ラベルに関して、その取扱いに関し、学研事務所全職員に事情聴取すること。一人一人の氏名を明記の上、証言報告記載すること。				不存在(作成も取得もしておらず、保有していない)